

## 契約保証金の納付等について(長期継続契約用)

広島市においては、契約の締結にあたり、契約保証金(契約金額(契約金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額。以下同じ。))の10分の1以上の額(長期継続契約の場合においては、その都度市長が定める額。以下同じ。)を**契約締結の日までに納付**していただくこととしております(契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときを除きます)。

ただし、利付国債又は広島市債の提供並びに金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他入札公告に記載した契約保証金の免除要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、具体的な取扱いは次のとおりですが、金融機関の保証、履行保証保険契約の締結(以下「保証等」といいます。)にあたっては、**事前**に取扱機関の審査を必要とします。したがって、**落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをされたのでは保証等を受けられない場合がありますので、保証等を予定される場合は、必ず事前のできるだけ早い時期に取扱機関にご相談ください。**

※ 保証等については、破産管財人等による契約解除の場合も保証するものであることが必要です。(次ページ参照)

| 区 分   | 取扱機関等  | 内 容   |
|---|--------|---|
| 1 契約保証金の納付                                  | 契約担当課  | 落札者の方は、各年度の支払予定額が同額の契約の場合は年額相当額の10分の1以上の契約保証金(現金)を、また各年度の支払予定額が異なる契約の場合は各年度の支払予定額のうち最高額の10分の1以上の契約保証金(現金)を本市の指定金融機関へ所定の納入通知書により納付してください。  |
| 2 利付国債又は広島市債の提供                             | 契約担当課  | 落札者の方は、額面で1の契約保証金の額の利付国債又は広島市債を契約担当課へ持参してください。  |
| 3 金融機関の保証<br><br>※ 金融機関については、下の欄外を参照してください。 | 金融機関   | 落札者の方は、金融機関が交付した保証書を契約担当課へ持参してください。<br><b>※ 保証契約の締結にあたっての留意事項</b><br>① 保証契約締結日及び保証書作成日： <b>落札日から契約締結日までの日</b> とすること。<br>② 契 約 内 容：契約名称、履行場所及び契約金額は、契約書に記載された内容と同一とすること。<br>③ 保 証 期 間：契約書に記載された契約期間と同一期間とすること。<br>④ 保 証 金 額：上記1の契約保証金の額とすること。<br>⑤ 名 宛 て 人：「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。<br>⑥ 保 証 委 託 者：「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。<br>⑦ 履行請求期限：保証期間経過後、2か月以上確保すること。  |
| 4 履行保証保険契約の締結                               | 損害保険会社 | 落札者の方は、損害保険会社が交付した履行保証保険に係る証券を契約担当課へ持参してください。<br><b>※ 保険契約の締結にあたっての留意事項</b><br>① 保証契約締結日及び証券作成日： <b>落札日から契約締結日までの日</b> とすること。<br>② 契 約 内 容：契約名称、履行場所及び契約金額は、契約書に記載された内容と同一とすること。<br>③ 保 険 期 間：契約書に記載された契約期間と同一期間とすることを原則とする。<br>ただし、保険期間を履行期間の当初2か年度(契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む)とし、保険期間の満了日から起算して7日前の日(当日が休日の場合は休日でない前日)までに、残余年度の履行期間を保険期間とする(2か年度を限度とする)新たな保険に加入することも認める。その後に残余年度がある場合についても同様とする。なお、保険期間の満了日が契約期間の最終日に至らない場合は、保険期間の満了日から起算して7日前の日までに新たな保険に加入すること等を誓約する誓約書を当初の履行保証保険証券の提出の際に提出すること。<br>④ 保 険 金 額：上記1の契約保証金の額とすること。<br>⑤ 被 保 険 者：「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。<br>⑥ 保 険 契 約 者：「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。<br>⑦ 特 約 条 項：「定額てん補」とすること。 |

※ 「金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいい、具体的には、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいいます。

**※ 本書は契約保証金の納付等について一般的な事項を記載したものです。本書と個別の入札公告等に相違がある場合は、個別の入札公告等が優先します。**

- 金融機関の保証及び履行保証保険契約の締結にあたっては、破産管財人、管財人又は再生債務者等による契約解除の場合も保証するものであることが必要です。

取扱機関への申込みの際には、下の記載例にあるとおり、保証債務の内容が破産管財人、管財人又は再生債務者等に対しても保証されるよう手続を行ってください。

**【取扱機関による保証の記載例】**

(発注者)と保証委託者間の〇〇〇〇契約に基づく債務の不履行による損害金の支払保証。

なお、保証委託者に係る次の者が当該契約を解除した場合についても、損害金の支払いを保証する。

- 1 保証委託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 2 保証委託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 3 保証委託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等